

環境関連法規制等の動き 2017年度年間(2017.3.21～2018.3.19)まとめ

記号	法令名	2017年度の主な改正点 (詳細は下記表の記号表示部または環境関連法規制等の動きをご覧ください。)
A	土対法	有害物質使用施設の廃止時に土壌汚染状況調査免除を受けた事業場の土地形質変更時の届出・調査が追加措置区域の汚染除去等の措置計画及び措置完了報告の提出義務並びに罰則等が追加されます。 施行は2年以内
B	廃掃法	蛍光灯、水銀電池等の水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が新たに産廃に指定され、分別保管や水銀産廃の取扱業者への委託が義務付けられました。
C	廃掃法	特別管理産業廃棄物を多量(50t/年以上)に排出する事業者に対する電子マニフェスト使用の義務化(2020.4.1施行)、有害な使用済機器等を保管や処分する業者は事前に知事へ届出をおこなうこと及び同機器等の処理基準の遵守事項等が追加されました。
D	水銀汚染防止法関連	水俣条約が2017.8.16に発効し、廃棄物処理法の水銀規制(2017.10.1～)が開始、また大防法による水銀排出施設の規制(2018.4.1～)も開始します。

↓ (掲載月-番号は毎月の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令番号です)

記号	大区分	中区分	掲載月-番号	代表法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	適用者
A	土壌	土壌汚染対策法	1-1	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令	1	環境省令第29号	2017.12.27	2018.4.1	下記改正土対法を受けた関連法令の改正です。土壌汚染のおそれがある <b>土地の汚染状況の事前調査(第4条)を行う際に必要な土地所有者の同意取得方法</b> や <b>指定解除された要措置区域等の台帳の保管方法</b> 等が規定されました。	該当する土地を利用し、該当作業をおこなう事業者
			11-1	土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	1	政令第268号	2017.10.25	2018.4.1	下記 <b>改正土対法の一部の施行日が2018.4.1</b> に決まりました。今回施行される項目は土地の形質変更時の手続き(第4条)迅速化のため、 <b>所有者による土地の事前調査を可能とする内容</b> や有害物質を使用していた施設の設置者(第3条)に対して <b>指定調査機関は特定有害物質の情報を事前に請求できる内容</b> 等です。-2.は汚染土壌処理業の事業許可基準に係る改正です。	
			5-1	土壌汚染対策法の一部を改正する法律	-	法律第33号	2017.5.19	2年以内	有害物質使用施設の廃止時に <b>土壌汚染状況調査免除を受けた事業場の土地形質変更時の届出・調査</b> や <b>要措置区域の汚染除去等の措置計画及び措置完了報告の提出義務</b> 並びに罰則等が追加されました。	
地球温暖化	省エネ法		4-3	特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件	1	財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第3号	2017.3.30	2017.4.1	<b>省エネ法の特定事業者</b> による <b>中長期的な計画の作成のための指針</b> 等が改正、ネットワーク対応やデータ取得機能付設備導入・運用による生産効率化並びにシミュレーション技術による事前検証の活用等の内容追加や、エネルギー使用の合理化の基準例としてボイラーや動力設備等の新設時に講じるべき、エネルギーの効率的利用のための内容等が追加されました。	該当設備を導入する特定事業者
			4-1	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	経産省令第34号	2017.3.31	2017.4.1	<b>定期報告の様式8、9等の変更</b> を含む、新規にエネルギー管理指定を受ける工場のエネルギー使用量報告や法人番号欄の追加、京都メカニズムクレジット報告欄の削除等の様式変更	省エネ法の特定事業者
	温対法		1-2	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件	2	経済産業・環境省告示第12号	2017.12.20	同日	温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における、 <b>2017年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる各電気事業者の係数</b> が公表されました。	温対法の温室効果ガス算定排出量の報告をおこなう事業者
			4-2	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令	2	内閣府・総務・財務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号	2017.3.31	2017.4.1	<b>温室効果ガス算定排出量等の報告書</b> の京都メカニズムクレジットに係る内容の削除及び同内容に係るCO2排出量等報告の <b>様式1の表5等の変更</b>	温対法の特定排出者
	クリーンウッド法		6-3	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則	2	農林水産・経済産業・国土交通省令第1号	2017.5.1	2017.5.20	木材の対象物品(合板・家具等)が定められた他、木材関連事業者は事業内容により <b>第1種(丸太取扱業者等)・第2種(流通・工務店等)に種別(任意登録制)</b> されます。 <b>木材利用時に木材の合法性の確認をすること並びに関連書類・記録を5年間保管</b> する等があります。	木材等を製造・加工・輸出入・販売及び利用して建築物等を建設する事業者
C	廃棄物	廃掃法	3-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令	-	環境省令第2号	18.2.22	2018.4.1及び2020.4.1	<b>電子マニフェストの使用が義務化される対象事業者が、当該年度の前々年度において特別管理産業廃棄物(PCB関係を除く)を年間50t以上排出した事業者(多量排出事業者)となりました(2020.4.1施行)</b> 。その他、親子会社が知事の認定を受けた場合に、産廃処理業の許可を受けずに相互の産業廃棄物の処理(自己処理)ができる具体的条件及び申請の方法等が決められました。	該当廃棄物を排出する事業者
			2-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	2	政令第22号	2018.1.31	2018.4.1及び2020.4.1	<b>下記6-1の施行日が決まった</b> 他、有害使用済機器等を回収・保管または処分する業者の知事への届出の義務化及び同機器等の保管・処理基準の遵守等の義務等(2018.4.1施行)です。-3.は廃棄物の再生業者、運搬業者及び処理業者の申請及び変更届出に係る改正です。	該当廃棄物を排出する事業者
			6-2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	13	環境省令第10号	2017.6.9	2017.10.1	水銀に関する水俣条約に基づく、水銀廃棄物の環境上の適正管理を確保するための法改正です。 <b>水銀使用製品産業廃棄物の具体的品目並びに水銀廃棄物を分別保管する等の保管基準</b> 、水銀回収方法(ばい焼等)・前処理方法(硫化・固形化)・埋立処分方法や最終処分場の管理基準等が定められました。	水銀廃棄物が発生する事業者及び廃棄物運搬・処理事業者
C			6-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第61号	2017.6.16	2018.4.1及び2020.4.1	特定※の産業廃棄物を多量に排出する事業者に対する <b>電子マニフェスト使用の義務化、有害な使用済機器等を保管または処分する業者は事前に知事へ届出をおこなう</b> こと及び同機器等の処理基準の遵守等の義務等が追加されました。 ※特管産廃を多量(50t/年以上)に排出する事業者になる予定	該当廃棄物を排出する事業者
	パーゼル法		2-2	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	1	政令第6号	2018.1.24	2018.10.1	<b>下記6-6の施行日が決まった</b> 他、認定事業者の認定有効期間(5年)等が決められました。	該当物質を輸出入する事業者
			6-6	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第62号	2017.6.16	2018.10.1	<b>輸出先の国でパーゼル条約に規定される有害廃棄物であるものを新たに日本でも特定有害廃棄物等とし輸出承認が必要とする</b> こと、並びに事業者認定制度を新設、認定事業者は再生利用等目的で輸入する一部特定有害廃棄物について、大臣の輸入承認が不要となる緩和項目等が追加されました。	該当物質を輸出入する事業者

廃棄物	バーゼル法	4-5	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第4条第2項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令	1	経済産業・環境省令第2号	2017.4.7	2017.6.1	日本から再利用目的の <b>鉛蓄電池をOECD加盟国へ輸出する際に環境大臣確認が追加</b> 、また確認内容の基本的事項が定められ、輸出する際に輸出・運搬・輸入・処分者の間の契約内容や環境の保全上適正な措置がされているか等の確認がおこなわれます。	鉛蓄電池を当該地域へ輸出する事業者
	リサイクル	容器リ法	4-4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	12	財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号	2017.3.31	2017.4.1	<b>特定容器利用事業者等の排出見込量の簡易算出比率</b> や、特定分別基準適合物の再商品化義務総量・業種別比率等が一部引き上げ
D	水銀汚染防止	7-1	水銀に関する水俣条約	1	条約第18号	2017.6.23	2017.8.16	2017.5.18に水俣条約の締結国数が50カ国に達したのに伴い、同条約は2017.8.16に発効します。また <b>水銀汚染防止法関連(2017.8.16施行)</b> 、 <b>廃棄物処理法関連(2017.10.1施行)</b> 及び <b>大防法関連(2018.4.1施行)の水銀規制等も順次開始</b> します。	同物質を排出または廃棄する事業者
	消防法	7-2	危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令	-	総務省令第43号	2017.6.27	同日	硫酸製造の触媒等に使用される <b>メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有する製剤</b> が劇物指定から除外されたことを受けて、消防法に基づく届出の必要な <b>消防活動阻害物質から除外</b> されました。	同物質を貯蔵する事業者
化学物質	毒劇法	6-5	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令	-	政令第160号	2017.6.14	2017.7.1	プラスチックや農薬の製造原料等に使用される <b>2-ターシャリーブチルフェノール等</b> や細胞培養用培地等に使用される <b>亜セレン酸を含む一部の製剤 2物質が劇物に指定</b> され、5物質が劇物から除外されました。	該当物質の製造・輸入・販売・利用者等
	労安法	1-3	労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件	-	厚生労働省告示第365号	2017.12.27	2018.1.1	健康障害を生ずる恐れのある化学物質の製造・取扱量が年間500kgを超える事業者は、労働基準監督署に有害物ばく露作業報告書を翌年3月31日までに提出する必要があります。今回、 <b>2018年(2019年に報告)の対象物質として、フラン樹脂の原料等となるフルフリルアルコール等3物質が追加</b> されました。	対象物質に作業者が暴露する作業がある事業者
		5-3	特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令	1	厚生労働省令第60号	2017.4.27	2017.6.1	<b>特定化学物質</b> の第2類物質・特別管理物質に指定された <b>三酸化二アチモン</b> の発散抑制措置基準、作業環境測定基準並びに健康診断受診項目等が定められました。同物質は自動車や家電製品の各種プラスチックの難燃剤等に使用されています。	同物質を製造・取扱事業者
		4-9	労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	1	厚生労働省告示第85号	2017.3.27	同日	製造又は輸入業者から届出のあった物質のうち、215物質が新規化学物質として公表され、有害性がない物質として1物質が公表されました。	該当物質を輸入・製造する事業者
		4-7	粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第58号	2017.4.11	2017.6.1	<b>船倉内で鉱物をかき集める等の作業後の清掃作業が粉じん作業に追加</b> され、呼吸用保護具の着用、換気の実施並びに健康診断をおこなうことが義務付けられました。	該当作業をおこなう事業者
		4-6	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	-	政令第60号	2017.3.29	2017.6.1	自動車や家電製品の各種プラスチックの難燃剤等に使用されている、 <b>三酸化二アチモン等が特定化学物質の第2類物質に指定</b> され、題記法に基づく作業主任者の選任及び健康診断の受診等の義務が課され、作業環境測定及び健康診断の結果等を30年間保管することが必要になります。但し作業主任者の選任および作業環境測定は2018.6.1から実施されます。	同物質を製造・取扱う事業者
		3-2	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令	-	政令第35号	2018.2.21	2018.4.1及び2018.10.1	潤滑・切削油等に使用されている <b>ポリ塩化直鎖パラフィンの一部</b> 並びに難燃化効果が高く防炎カーテン等に使用されている <b>デカブロモジフェニルエーテル(DBDE)</b> が <b>第1種特定化学物質に指定</b> され、 <b>製造、輸入の制限及び含有製品の輸入(2018.10.1施行)が禁止</b> されました。また第1種特定化学物質であるPFOS等の使用製品の半導体用エッチング剤及びレジスト等も輸入が禁止されました。	該当物質を製造または含有する製品を輸入する事業者
	12-1	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	-	政令第304号	2017.12.13	2018.4.1	<b>下記改正審査法の一部施行日が2018.4.1に決まりました</b> また、新規化学物質の日本全国における製造量・輸入量の上限を実数量から環境への排出量に変更する改正は2019.1.1に施行されます。	該当物質を製造・輸入・譲渡及び提供する事業者	
	6-4	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第53号	2017.6.7	2018.4.1	製造・輸入数量の届出が必要とされる一般化学物質のうち、 <b>継続的に摂取した場合に著しい健康被害を生じる恐れがある等の物質を新たに特定一般化学物質</b> とし、同物質を製造・輸入・取扱う業者は <b>譲渡・提供時に化学物質の情報等を提供</b> することになりました。	該当物質を年間1t以上輸入・製造する事業者	
	4-8	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した件	2	厚生労働・経済産業・環境省告示第5号	2017.4.3	同日	新たに16物質が優先評価化学物質に指定され、優先評価化学物質に指定されていた11物質が一般化学物質に変更しました	該当物質を年間1t以上輸入・製造する事業者	
安全管理	高圧ガス保安法	8-1	高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令	1	政令第198号	2017.7.20	2018.4.1	業務用冷凍設備に使用する冷媒のうち温暖化係数が1である <b>CO2冷媒について事務手続き等の規制緩和</b> が行われ、届出基準等がフルオロカーボンと同様になりました。CO2冷媒を使用する冷凍能力が1日20t以上50t未満の冷凍設備は許可制から届出制に、20t未満の設備は届出不要に、5t未満の設備は法の適用除外となりました。	該当する冷凍設備等を設置する事業者
	労安法	8-2	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	1	政令第218号	2017.8.3	2018.7.1	労働法に基づき健康障害の防止の必要性等から指定された化学物質については、 <b>譲渡時の情報の提供や容器に名称や取扱い上の注意の表示をする等の義務</b> があります。今回 <b>アスファルト、ポルトランドセメントやホウ酸等10物質が追加</b> され、非晶質シリカが除外されました。	該当物質を保管・取扱う事業者
水質	海洋汚染防止法	3-3	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	国土交通省令第10号	2018.3.1	同日	国際海運からの温室効果ガスの排出を削減する取組みの一環として、船舶の燃料油の消費実績を国際海事機関(IMO)に報告し、「見える化」する取組みが始まります。 <b>国際航海等に従事する船舶で総トン数5000t以上の所有者は、2019年以降、燃料油の年間消費実績を翌年3月までに報告する義務</b> が生じます。	該当船舶を所有する事業者
		2-3	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	国土交通省令第8号	2018.2.15	2018.3.1	<b>ばら積み貨物で船舶からの搬出後に船底等に残った残留廃棄物について、排出を規制する化学品が追加</b> されました。対象は <b>GHSに基づく分類方法で発がん性等の危険有害区分に規定される物質</b> です。また <b>穀物以外の固体物質をばら積みして輸送する場合、荷送者は対象品に該当するかの資料を事前に船長に提出する義務も追加</b> されました。	該当物質を海上輸送依頼する事業者(荷送人)等
		9-1	特定現存船を定める省令	-	国土交通・環境省令第1号	2017.9.8	同日	船舶の航路周辺にバラスト水の交換可能水域が存在しないため、海洋汚染防止法の <b>改正条項適用が一定期間免除される「特定現存船」</b> について、詳細が定められました。	該当船舶を保有する事業者
		8-3	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第225号	2017.8.18	同日	船舶バラスト水規制管理条約の発効に伴う海洋汚染防止法関連の改正です。 <b>現存船へのバラスト水処理設備の設置期限の設定(2019.9.8以降の最初の船の定期検査日)</b> 及び同処理設備の設置までの暫定処置である <b>海洋でのバラスト水交換義務の除外対象の船舶等が設定</b> されました。	該当船舶を保有する事業者

水質	海洋汚染防止法	6-7	2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約	1	条約第12号	2017.5.31	2017.9.8	生物が船舶のバラスト水を介して本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することを防止するための国際条約が発効します。国内法は海洋汚染防止法で担保され、今後、バラスト水に含まれる生物を一定数以下に抑えるために <b>船舶への処理設備の設置やバラスト水管理責任者の選任・管理の記録</b> が義務付けられます。	該当船舶所有事業者	
		5-5	国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物資の一部を改正する件	-	環境省告示第40号	2017.4.21	同日	船舶からの有害液体物質の排出は、海洋汚染防止法に基づき有害性に応じた事前処理方法等の規定が定められています。今回、新たに <b>食用油やほう酸等の物質について有害性の程度を示す汚染分類が決定</b> し規定が定められました。	該当物質を船舶で輸送する事業者	
	農薬取締法	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件	1-4		1	環境省告示第3号	2018.1.15	同日	8種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。	農薬の製造・輸入事業者
			12-2		1	環境省告示第99号	2017.11.29	同日	10種(5種は基準値強化)の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。	
			11-2		1	環境省告示第95号	2017.11.20	同日	11種(1種は基準値強化)の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。	
			10-1		1	環境省告示第70号	2017.9.26	同日	9種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。	
			5-4		1	環境省告示第41号	2017.4.26	同日	8種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。	
	全般	環境基本法	5-2	海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件	-	環境省告示第47号	2017.5.22	同日	環境基本法 第16条に基づく生活環境の保全に関する環境基準について、瀬戸内海の燧灘(ひうちなだ)北西部・広島湾西部・響灘及び周防灘の3水域の類型指定がなされ、全亜鉛等3物質の環境基準値が適用されます。	-
	生物	カルタヘナ法	12-4	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第3条の規定に基づく基本的事項の一部を改正する件	-	財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号	2017.12.4	2018.3.5	下記補足議定書の内容を踏まえ、カルタヘナ法 第3条の規定に基づく基本的事項が改正されました。「遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうもの等が生じた場合における当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るための施策の実施に関する基本的事項」に関する内容が追加されました。	-
			12-3	バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書	1	条約第31号	2017.12.8	2018.3.5	<b>違法に遺伝子組換え生物等の使用等</b> がなされた結果、生物多様性を損なう等の影響が生じた場合に、環境大臣が <b>損害の回復を図るために必要な措置を執ることを</b> 当該使用者に命ずる項目及び同命令違反に対する罰則等が追加されました。また名古屋議定書には提供国法令の遵守の促進に関する措置及び利益を生物多様性の保全等に充てる等の遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)の奨励に関する措置について記載されています。	遺伝子組換え生物等を使用する事業者
6-8			生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書	1	条約第10号	2017.5.24	2017.8.20			
5-6			遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第18号	2017.4.21	2018.3.5			